

策定しました!

小牧地区 (小牧西・戸迫、小牧中・小牧東) 「人・農地プラン」



「人・農地プラン」とは?

「人口減少」や「高齢化」により、地域内の農地の荒廃化が懸念されています。

また、農業においては、「担い手不足」が深刻な課題となりつつあります。

住み慣れた地域の自然環境や原風景を次代につないでいくことは、私たちの責任であり、大切な役割です。

「人・農地プラン」は、地域内の農地が耕作されずに荒っていくことがないよう、農地を必要とする担い手農家にできるだけ集めながら、地域の営農を持続させ、環境を守っていくための「未来の設計図」です。

人・農地プランは、次の手順で策定されます。

- ① 地域内の耕作者や農地の所有者にアンケートを実施
- ② アンケートに基づき、地域内農地の耕作状況や耕作者の年代、後継者の有無を現状と5~10年後の将来に図面化。
- ③ 図面を基に、地域の将来の方針決定

策定されたプランは、今後、地域の皆さんの話し合いで随時見直しを行い、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングや担い手への集積、荒廃農地の発生防止に活用します。



本市の「人・農地プラン」

- 平成24年9月
「指宿地域」、「山川地域」、「開聞地域」の3つのプランを策定。
- 平成30年3月
指宿地域から「新西方地区」が独立してプランを策定。
現在4つのプランを策定中。

国は、農業者や農地の所有者等が話し合いをしやすい集落等の単位でのプランが望ましいとして、既存プランの細分化(人・農地プランの実質化)を求めていました。

市では、関係機関との協議により、農地の維持・保全活動や地域農業の担い手の育成・確保に取り組む「環境整備会」を構成する集落を単位として、人・農地プランの実質化を図ることとしました。

このたび、小牧地区環境整備会役員の皆さんのご協力により、小牧地区的プランが完成しましたので、お知らせします。

小牧地区アンケートの結果

- | | |
|-----------------------|---|
| ■ 対象者 149人 | アンケート回答者 30人 |
| | 農業委員会の過去の調査資料活用 76人 |
| ■ 耕作者年齢 27~89歳(平均64歳) | ○ 拡大と答えた人の農地の取扱い |
| ■ 後継者の有無 106人中21人あり | ○ 借りたい 18人 30.6ha |
| ■ 今後の経営の希望 | ○ 買いたい 1人 1.5ha |
| ○ 拡大 20人 | ■ その他 |
| ○ 縮小 7人 | ○ 相続未登記農地が全体の約3割と多いことから、意向の確認が取れない農地が多い。 |
| ○ 縮小・離農と答えた人の農地の取扱い | ○ 農地の利用権設定がされず、相対契約が多いため、耕作者の把握が困難な農地が多い。 |
| ○ 貸したい 7人 4.1ha | |
| ○ 売りたい 2人 0.4ha | |

12月25日~1月7日に実施したアンケート結果から、小牧地区内農地の現状と10年後の状況を地図化しました(2~3ページ参照)。

これらに基づき、多くの農業者で構成される小牧地区環境整備会の役員の皆さんにご協議いただき、以下のとおり地区の方針を決定しました。

今後、新型コロナウイルス感染症の収束を待って、皆さんで話し合える場を設定していきます。

小牧地区「人・農地プラン」

1. 対象地区的現状

- | | |
|---|--------|
| (1) 地区内の耕地面積 | 87.1ha |
| (2) アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 44.6ha |
| (3) 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計 | 16.8ha |
| ① うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 1.8ha |
| ② うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 4.7ha |
| (4) 地区内において今後中心経営体が引き受けける意向のある耕作面積の合計 | 26.1ha |

2. 対象地区的課題

- ・ 高齢化はもちろんのこと、地区全体の過疎化が深刻な問題である。
- ・ 農地の受け手については、地区内と入作を含め畜産業を営む経営体やキャベツなどの葉物を栽培する大規模農家や法人がいるが、今後、新規で入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れも視野に入れ、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・ 農地の貸借については、口頭による相対契約に加え、期間貸借や又貸しによる農地も多いことから、農地中間管理事業を活用した貸借契約の推進を図り、中心経営体への農地集積・集約化に取り組んでいく必要がある。
- ・ 地区内の農地は、基盤整備済の区域が大半であるが、相続未登記農地も多く、山ぎわを中心に荒廃化が進んでいることから、耕作放棄地の発生防止対策も必要である。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 地区内の農地利用は、中心経営体の認定農業者等42経営体が担うほか、新たな農地の受け手の確保のため、入作希望の認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
- ・ 山ぎわを中心に増加傾向にある耕作放棄地については、市の遊休農地再生事業等の補助事業の活用による貸借手続きを推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図っていく。

【人・農地プランに関する問い合わせ先】

指宿市 農政課 人・農地プラン推進室 推進係
☎22-2111(内線724)

【農地の貸し借りに関する問い合わせ先】

指宿市農業委員会事務局 振興係
☎22-2111(内線722)

